

「職員業務基盤の最適化に係るシステム全体構成・方針設計業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「職員業務基盤の最適化に係るシステム全体構成・方針設計業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書に記載すべき内容や様式などは、提案書作成要領において定める。

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、提案書評価基準において定める。

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 総務局行政イノベーション推進室長
副委員長 総務局人材育成・職員健康担当部長
委員 デジタル統括本部企画調整部担当部長
デジタル統括本部 DX 基盤課長
水道局情報システム課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8年1月27日から施行する。

(組織改正等に伴う読み替え)

第2条 この要領に定める組織名、職名については、要領施行後に組織改正その他の理由により当該組織名、職名に変更が生じた場合には、当該職務に相当する組織・者をもって、これを読み替えるものとする。